

15:40受

1/10

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第20445報)

2019年 11月 1日 15時 20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一廃炉推進カンパニー  
 福島第一原子力発電所  
 原子力防災管理者 磯貝 智彦  
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [11月1日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果 [採取日 10月31日]</li> <li>・福島第一原子力発電所構内排水路分析結果 [採取日10月30日、31日]</li> <li>・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 護岸地下水 [採取日 10月28日、31日]</li> <li>・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水 [採取日 9月23日、10月29日、31日]</li> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクFの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、11月2日に排水を実施します。                  排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果 [採取日 10月28日]</li> </ul> <p>【公表区分: その他】</p> <p>※添付の有( ) 無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/10

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2019年11月1日 11:00現在

(国産製) 各計測器については、地震やその他の事故直後の影響を受け、通常の使用環境条件下を想定しているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測器も存在している。プラントの状況を把握するため、このような計測の不確かさも考慮したうえで、複数の計測線から得られる情報を使用して変化の傾向にも着目して総合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 1.4 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在)	給水系: 1.4 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.4 m <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在)	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.4 m <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 24.5 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 24.4 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 24.3 °C (11/1 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 29.0 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 27.4 °C (11/1 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 27.7 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 26.9 °C (11/1 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 24.6 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 24.3 °C (11/1 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 30.3 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 28.9 °C (11/1 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 28.4 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 26.4 °C (11/1 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.88 kPa g (11/1 11:00 現在)	2.12 kPa g (11/1 11:00 現在)	0.41 kPa g (11/1 11:00 現在)	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): 15.51 Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): - Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 14.00 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在) ※4	RPV-A: 13.63 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在) ※4	RPV: 17.08 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	220 m <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在)	17.64 Nm <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在)	21.06 Nm <sup>3</sup> /h (11/1 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (11/1 11:00 現在)	A系: 0.04 vol% B系: 0.03 vol% (11/1 11:00 現在)	A系: 0.14 vol% B系: 0.13 vol% (11/1 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.17E-03 検出限界値 3.80E-04 B系: 指示値 1.11E-03 検出限界値 3.60E-04 (11/1 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.5E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.4E-01 (11/1 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 2.2E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 2.2E-01 (11/1 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	25.9 °C (11/1 11:00 現在)	25.7 °C (11/1 11:00 現在)	24.8 °C (11/1 11:00 現在)	※5 (11/1 11:00 現在)
FPC 貯水タンク 水位	4.44 m (11/1 11:00 現在)	3.12 m (11/1 11:00 現在)	3.46 m (11/1 11:00 現在)	67.1 X100mm (11/1 11:00 現在)

(計測値に関する情報)

※1: 指示値がマイナスの場合は0.00vol%と記載する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測精度によりマイナス値が示される場合があるため)  
 原子炉格納容器ガス管理システムの水素濃度を記載する。  
 ※2: 指示値が検出限界値未満の場合NDと記載する。原子炉格納容器ガス管理システムの水素濃度を (Xe135) を記載する。  
 ※3: 使用済燃料プールの温度、圧力が調整終了した旨を記載する。

※4: 窒素封入停止中  
 ※5: 4号機使用済燃料プール冷却水一次系ポンプ停止中

3/10

2019年11月1日

集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果

I-131 (Bq/L)

Table with columns for measurement location (測定場所) and dates from 10/13 to 10/31. Rows 1-6 show I-131 concentrations in Bq/L, mostly as ND (Not Detected).

Cs-134 (Bq/L)

Table with columns for measurement location (測定場所) and dates from 10/13 to 10/31. Rows 1-6 show Cs-134 concentrations in Bq/L, mostly as ND.

Cs-137 (Bq/L)

Table with columns for measurement location (測定場所) and dates from 10/13 to 10/31. Rows 1-6 show Cs-137 concentrations in Bq/L, with some numerical values and ND.

<測定箇所>

- ①4号T/B建屋南東
②プロセス主建屋北東
③プロセス主建屋南東
④プロセス主建屋南西
⑤焼固体廃棄物減容処理建屋南
⑥サイトハンカ建屋南西
⑦焼却工作建屋西側
⑧焼固体廃棄物減容処理建屋北
⑨サイトハンカ建屋南東

※1-はサンプリング・測定を省略していないことを示す。
※6は④が採取不可となったため、地下水流の上流側として測定し、週1回程度の頻度で測定(2011/4/29~)
※7は地下水流の下流側であることから、追加で測定(2011/5/26~)

※8を追加で測定(2011/5/30~)
※9は検出限界値未満を示す。
※1 測定値により採取中止
※2 降雨の影響により上昇したと判断し、
※3 水位計取付のため採取中止

2019年11月1日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

# 福島第一原子力発電所構内排水路分析結果

単位: Bq/L

	A排水路										物揚場排水路									
	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日						
採取日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日						
採取時刻	7:29	8:05	7:30	7:45	8:05	7:57	8:27	8:10	8:10	7:35	7:50	8:10	8:02	8:32						
降雨量(mm/日)	142	6	0	0	10	0	0	6	6	0	0	10	0	0						
流量(m <sup>3</sup> /秒)	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中						
Cs-134(約2年)	0.55	ND(0.57)	0.79	ND(0.67)	ND(0.82)	ND(0.88)	ND(1.0)	0.63	0.63	0.78	0.73	0.96	0.72	0.63						
Cs-137(約30年)	6.0	7.1	10	9.2	7.7	4.1	7.0	12	12	15	13	12	11	9.8						
全β	13	11	13	12	15	8.1	14	22	22	21	13	19	18	19						
H-3(約12年)	-	-	-	-	-	ND(7.8)	-	-	-	-	-	-	7.8	-						

単位: Bq/L

	K排水路										BC排水路									
	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日						
採取日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日						
採取時刻	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	6:56	6:56	6:40	6:00	6:00	7:01	6:27						
降雨量(mm/日)	142	6	0	0	10	0	0	6	6	0	0	10	0	0						
流量(m <sup>3</sup> /秒)	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中	解析中						
Cs-134(約2年)	2.0	20*	5.3	3.3	2.2	3.4	2.1	ND(0.57)	ND(0.57)	ND(0.56)	ND(0.61)	ND(0.49)	ND(0.65)	ND(0.55)						
Cs-137(約30年)	35	280*	87	54	38	52	26	1.4	1.4	ND(0.77)	0.91	ND(0.76)	1.5	ND(0.62)						
全β	50	360*	130*	72	56	80	33	110*	130*	130*	90	40	32	20						
H-3(約12年)	-	-	-	-	-	83	-	-	-	-	-	-	ND(7.8)	-						

\* 太枠内が今回公表データ。他は10月31日までにお知らせ済み。

\* 測定対象外の項目は「-」と記す。

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

※ 降雨の影響により上昇したと考えられる。

5/10

2019年11月1日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

# 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(1/5)護岸地下水

単位: Bq/L (塩素除く)

採取日	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9(注)	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取時刻															
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)															
Cs-137(約30年)															
その他															
γ															
全β															
H-3(約12年)															
Sr-90(約29年)															

採取日	1,2号機 ウエルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-1	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5(注)	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウエル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5(注)	3,4号機 改修ウエル 汲み上げ水
採取時刻	10月28日	7:08	7:44	8:00	8:00	8:09	7:17	7:31	7:31							
塩素(単位: ppm)																
Cs-134(約2年)		ND(0.26)	3.3	2.2	2.2	—	ND(0.35)	ND(0.33)	—							
Cs-137(約30年)		ND(0.40)	53	3.1	3.1	—	ND(0.53)	ND(0.48)	—							
その他																
γ																
全β		280	180	9,800	9,800	570	360	5,300	—							
H-3(約12年)		270	350	3,800	3,800	ND(120)	620	650	—							
Sr-90(約29年)		—	—	—	—	—	—	—	—							

\* 太枠内が今回公表データ。他は10月29日にお知らせ済み。  
 \* NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き( )内に検出限界値を示す。  
 \* 測定対象外の項目は「—」と記す。また、「その他γ」は検出されるときに記す。  
 (注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

# 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(2/5)護岸地下水

単位: Bq/L (塩素除)

採取日	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9(甲)	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取時刻				10月31日	6:55										
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)					ND(0.45)										
Cs-137(約30年)					ND(0.42)										
その他															
γ															
全β					73										
H-3(約12年)					分析中										
Sr-90(約29年)															

採取日	12号機 ウエルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5(甲)	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	2号機 改修ウエル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5(甲)	34号機 改修ウエル 汲み上げ水
採取時刻		7:07	7:38	7:50				7:22	8:03	7:18	7:52	7:42	7:04	7:10	6:51
塩素(単位: ppm)								ND(0.28)	ND(0.29)	ND(0.26)	ND(2.5)	16	ND(0.85)		ND(0.35)
Cs-134(約2年)		ND(0.34)	3.4	ND(0.56)				ND(0.45)	1.3	ND(0.48)	6.2	300	7.3		0.82
Cs-137(約30年)		ND(0.49)	57	0.62											
その他															
γ															
全β		310	240	9,900				5,200	150	170	570	2,600	ND(13)	31	
H-3(約12年)		分析中	分析中	分析中				分析中	分析中	分析中	分析中	分析中	分析中	分析中	分析中
Sr-90(約29年)															

\* NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き( )内に検出限界値を示す。  
 \* 測定対象外の項目は「-」と記す。また、「その他γ」は検出されたときに記す。  
 (注) No.1-9、2-5、3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

11/10

# 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(3/5)海水

単位: Bq/L

採取日	採取時刻	福島第一 5.6号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (東芝除染北側)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2)	福島第一 港湾口	福島第一 港湾内 東側	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
9月23日	7:00	ND(0.46)	ND(0.46)	ND(13)	ND(0.46)	ND(0.37)	ND(11)	ND(0.37)	ND(0.37)	60	10
9月23日	7:10	ND(0.37)	ND(0.37)	ND(11)	ND(0.37)	ND(0.37)	ND(11)	ND(0.37)	ND(0.37)	90	10
9月23日	7:00	ND(0.37)	ND(0.37)	ND(11)	ND(0.37)	ND(0.37)	ND(11)	ND(0.37)	ND(0.37)	60,000	10,000
9月23日	7:00	ND(0.37)	ND(0.37)	ND(11)	ND(0.37)	ND(0.37)	ND(11)	ND(0.37)	ND(0.37)	30	10

単位: Bq/L

採取日	採取時刻	福島第一 港湾内 西側	福島第一 港湾内 北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
9月23日	7:02	ND(0.34)	ND(0.34)	ND(15)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	60	10
9月23日	7:06	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(15)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	90	10
9月23日	7:06	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(15)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	60,000	10,000
9月23日	7:06	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(15)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	ND(0.39)	30	10

\* 太枠内が今回公表データ。他は9月24日、27日、10月1日にお知らせ済み。

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

\* 測定対象外の項目は「-」と記す。

\* 物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

8/10

# 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(4/5)海水

単位: Bq/L

	福島第一 56号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (東洋除塩北側)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2)	福島第一 港湾口	福島第一 港湾内 東側	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	10月29日	10月29日	10月29日	10月29日	10月29日	10月29日				
採取時刻	8:10	7:55	7:56	7:28	7:36	7:20				
Cs-134 (約2年)	ND(0.57)	ND(0.58)	ND(0.60)	ND(0.51)	1.3	ND(0.67)			60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.56)	ND(0.58)	0.60	3.2	15	ND(0.62)			90	10
全β	11	ND(15)	ND(15)	21	30	9.2				
H-3 (約12年)	ND(0.87)	2.0	ND(1.8)	4.4	25	ND(0.86)			60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	—	—	分析中	分析中	分析中	—			30	10

単位: Bq/L

	福島第一 港湾内 西側	福島第一 港湾内 北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日											
採取時刻											
Cs-134 (約2年)										60	10
Cs-137 (約30年)										90	10
全β											
H-3 (約12年)										60,000	10,000
Sr-90 (約29年)										30	10

\* 太枠内が今回公表データ。他は10月30日にお知らせ済み。

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

\* 測定対象外の項目は「—」と記す。

\* 物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])



4/10

# 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(5/5)海水

単位: Bq/L

採取日	採取時刻	福島第一 5.6号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (算定線北側)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2)	福島第一 港湾口	福島第一 港湾内 東側	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	10月31日	8:42	8:35	8:21	7:52	7:58	7:12	7:08	10月31日		
採取時刻											
Cs-134 (約2年)		ND(0.80)	ND(0.43)	ND(0.45)	ND(0.46)	0.75	ND(0.64)	ND(0.48)	ND(0.27)	60	10
Cs-137 (約30年)		ND(0.82)	ND(0.52)	0.51	3.7	16	ND(0.59)	ND(0.42)	0.33	90	10
全β		—	ND(13)	ND(13)	17	42	11	ND(15)	ND(15)		
H-3 (約12年)		—	—	—	—	—	—	—	—	60,000	10,000
Sr-90 (約29年)		—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

単位: Bq/L

採取日	採取時刻	福島第一 港湾内 西側	福島第一 港湾内 北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	10月31日	7:02	7:00	7:10	7:04							
採取時刻												
Cs-134 (約2年)		ND(0.27)	ND(0.36)	ND(0.24)	ND(0.53)						60	10
Cs-137 (約30年)		0.67	0.55	ND(0.34)	ND(0.45)						90	10
全β		ND(15)	ND(15)	ND(15)	ND(15)							
H-3 (約12年)		—	—	—	—						60,000	10,000
Sr-90 (約29年)		—	—	—	—						30	10

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

\* 測定対象外の項目は「—」と記す。

\* 物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

10/10

2019年11月1日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

# 福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果

単位: Bq/L

一時貯水タンクF (サンプルタンクF)		運用目標	告示濃度 ※1 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	2019年10月28日	1	60	10
採取時刻	8:09	1	90	10
貯水量 [m <sup>3</sup> ]	1,150	検出されないこと		
セシウム134	ND(0.56)	※2		
セシウム137	ND(0.58)	3(1) <sup>(注)</sup>		
その他 ガンマ核種	検出なし	検出されないこと		
全ベータ	ND(2.0)			
トリチウム	910	1,500	60,000	10,000

\* 第三者機関: 東北緑化環境保全株式会社  
 \* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。  
 (注) 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて実施。  
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第1第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])  
 ※2 セシウム134, セシウム137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

15:40 受

1/2

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第20446報)

2019年 11月 1日 15時 20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一廃炉推進カンパニー  
 福島第一原子力発電所  
 原子力防災管理者 磯貝 智彦  
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)  第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路上流側立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。  ・福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果 [採取日 10月30日]  今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。  【公表区分：その他】
その他の事項の対応(注3)	なし  ※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2019年11月1日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果

単位:Bq/L

	1号機放水路立坑水		2号機放水路立坑水	
	上流側	下流側	上流側	下流側
採取日	10月30日	10月30日	10月30日	10月30日
採取時刻	7:09	7:36	7:18	7:39
Cs-134(約2年)	520	85	110	ND(11)
Cs-137(約30年)	7,600	1,200	1,900	58
全β	10,000	2,500	2,600	140
H-3(約12年)	140	250	ND(110)	ND(110)

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

15:40 受

1/1

様式9-1(1/2)  
(第20447報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2019年 11月 1日 15時 20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第20441報にてお知らせしたとおり、5号機使用済燃料プール(以下、「SFP」という。)については、本日9時58分に冷却を停止しました。 その後、予定作業が終了したことから14時31分に5号機SFPの冷却を再開しました。  冷却状態については、異常のないことを確認しています。  冷却再開後のSFP水温度は、23.4℃(停止時22.9℃)です。  【公表区分:E】  ※添付の有・無
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1/2

15:40 受

様式0-1(1/3)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第20448報)

2019年11月1日15時20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一廃炉推進カンパニー  
 福島第一原子力発電所  
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22								
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所								
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(2.4時間表示)								
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)								
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>3号機は、原子炉圧力容器および原子炉格納容器内の不活性化のため、原子炉圧力容器ラインより窒素封入を実施していますが、窒素封入ラインの信頼性向上を目的として新規に設置したRPVライン(二重化)を用いた窒素封入設備の通気試験を、11月5日から実施します。</p> <p>通気試験に伴い3号機の窒素封入量を以下のとおり変更します。</p> <p>&lt;3号機窒素封入量変更(予定)&gt;</p> <p>(11月5日)</p> <table border="0"> <tr> <td>原子炉圧力容器ライン</td> <td>16Nm<sup>3</sup>/h→0Nm<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器ライン</td> <td>0Nm<sup>3</sup>/h→16Nm<sup>3</sup>/h</td> </tr> </table> <p>(11月6日)</p> <table border="0"> <tr> <td>新設原子炉圧力容器ライン</td> <td>0Nm<sup>3</sup>/h→16Nm<sup>3</sup>/h</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器ライン</td> <td>16Nm<sup>3</sup>/h→0Nm<sup>3</sup>/h</td> </tr> </table> <p>新設原子炉圧力容器ラインの通気試験に伴い、原子炉圧力容器への窒素封入を一時的に停止します。このため、特定原子力施設に係る実施計画に定める運転上の制限第25条「窒素ガス分離装置1台が※運転中であること及び他の窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること」を満足できなくなることから、特定原子力施設に係る実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」第1編第32条(保全作業を実施する場合)第1項を適用し、必要な安全措置を定めた上で、計画的に運転上の制限外に移行し操作を実施します。</p> <p>※作業に伴い、必要な窒素封入量が確保されていることを満足できなくなることから、窒素ガス分離装置としての機能がないと等しいため、運転中の窒素ガス分離装置が1台もないと判断する。</p> <p>なお、原子炉圧力容器への窒素封入を停止している間は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値(1.0%)以下であることを1時間に1回確認を行います。</p> <p>【公表区分：E】</p> <p>※添付の有・無 <input checked="" type="radio"/> 無</p>	原子炉圧力容器ライン	16Nm <sup>3</sup> /h→0Nm <sup>3</sup> /h	原子炉格納容器ライン	0Nm <sup>3</sup> /h→16Nm <sup>3</sup> /h	新設原子炉圧力容器ライン	0Nm <sup>3</sup> /h→16Nm <sup>3</sup> /h	原子炉格納容器ライン	16Nm <sup>3</sup> /h→0Nm <sup>3</sup> /h
原子炉圧力容器ライン	16Nm <sup>3</sup> /h→0Nm <sup>3</sup> /h								
原子炉格納容器ライン	0Nm <sup>3</sup> /h→16Nm <sup>3</sup> /h								
新設原子炉圧力容器ライン	0Nm <sup>3</sup> /h→16Nm <sup>3</sup> /h								
原子炉格納容器ライン	16Nm <sup>3</sup> /h→0Nm <sup>3</sup> /h								

4/2

その他の事項の対応 (注3)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

18:11 受

様式9-1(1/2)

## 応急措置の概要(原子炉施設)

(第20449報)

2019年11月1日18時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一廃炉推進カンパニー  
 福島第一原子力発電所  
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第20442報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクEに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水開始 : 10時30分</li> <li>・排水終了 : 17時12分</li> <li>・排水量 : 1,000m<sup>3</sup></li> </ul> <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事象該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。